

■ 役員報酬基準の再点検にかかる進め方について

1. 再点検対象法人について

・次の法人について、再点検を実施（新報酬基準は令和2年度から適用予定）。

法人名	再点検の理由
(公財)大阪府都市整備推進センター	令和2年4月に(公財)大阪府都市整備推進センターと(一財)大阪府タウン管理財団については統合が予定されており、令和元年9月に統合計画案が策定され、新法人の役員体制案が示されたことから、点検を実施する。

2. 審議会の日程

- ①令和2年2月20日(木) : 評価シート記入
- ②令和2年3月4日(水) : 審議会としての評価とりまとめを実施、意見書とりまとめ
- ③令和2年3月11日(水) : 意見書成案

3. 進め方

評価シート記入

【1回目(2/20)】◎事務局説明(5~7分程度) → 評価シート記入(5分程度) → 評価シート回収

〔事務局説明〕

- ü 事務局より、職務・職責等に関する調査票に基づき、評価の視点となる「日々の職務内容」「重要課題・ミッション」「経営判断の自由度・リスク」の3項目について、ポイントや前回見直し時からの状況の変化等を説明。

〔評価シート記入〕

- ü 3つの評価項目ごとに、評価の視点を踏まえ、評価点数(4点:特に高い、3点:高い、2点:普通、1点:低い)を記入いただく。

《評価の視点》

 - ① 日々の職務内容 … オペレーションの難易度、管理スパン、専門性
 - ② 重要課題・ミッション … 重要課題、ミッションのボリューム・難易度
 - ③ 法人運営上の経営判断の自由度・リスク … 経営判断等の自由度、役員の実任・リスク
- ü 評価の理由等について、備考欄に記入いただく。



全法人評価シート記入完了後、事務局にて次回までに各委員の評価点数を一覧表に集計

評価取りまとめ

【2回目(3/4)】◎記入いただいた評価シート等を用い、評価の取りまとめを実施

- ü 3つの視点ごとの評価点数(合計点数)を確定。
- ü 各委員の評価点数が割れた場合は、前回評価点数と異なる評価とする理由等について、審議のうえ、確定。

【評価区分】

4…特に高い 3…高い 2…普通 1…低い

【報酬基準】

合計点	報酬額
10～12点	1,050万円
9点	1,000万円
8点	950万円
7点	900万円
6点	850万円
5点	800万円
4点	750万円

(1,050万円(評価点10点以上)を上限に、1点につき50万円ずつの差とし、基準額を設定)

【その他】

- ※1 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を20%引下げ
- ※2 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を10%引下げ
- ※3 法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を5%引下げ